

佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月25日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第42号

佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（令和2年佐賀県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(土砂等の埋立て等)</p> <p><b>第6条</b> 条例第8条第1項第4号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる法令の規定による許可を受けて行う土砂等の埋立て等</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項</u></p> <p>ケ～チ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 次に掲げる法令の規定による届出をした上で行う土砂等の埋立て等</p> <p>ア <u>森林法第10条の8第1項</u></p> <p>イ 略</p> <p>(特定事業場の構造に関する基準)</p> <p><b>第9条</b> 条例第10条第4号(条例第11条第4項において準用される場合を含む。)の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(土砂等の埋立て等)</p> <p><b>第6条</b> 条例第8条第1項第4号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる法令の規定による許可を受けて行う土砂等の埋立て等</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項及び第30条第1項</u></p> <p>ケ～チ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 次に掲げる法令の規定による届出をした上で行う土砂等の埋立て等</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項</u></p> <p>(特定事業場の構造に関する基準)</p> <p><b>第9条</b> 条例第10条第4号(条例第11条第4項において準用される場合を含む。)の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p>

改正前	改正後
(1)～(3) 略 (4) 擁壁を設置する場合における当該擁壁の構造が、 <u>宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までに規定する基準等に適合すること。</u> (5)～(9) 略	(1)～(3) 略 (4) 擁壁を設置する場合における当該擁壁の構造が、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条から第12条までに規定する基準等に適合すること。</u> (5)～(9) 略

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年5月26日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第6条の規定により佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(令和2年佐賀県条例第15号)第8条第1項ただし書の適用を受けた土砂等の埋立て等については、なお従前の例による。  
(佐賀県土木事務所設置規則の一部改正)
- 佐賀県土木事務所設置規則(昭和29年佐賀県規則第67号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(分掌事務) <b>第4条</b> 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土木事務所の工務課の分掌事務にあつては、港湾関係を除く。 総務課 略 管理課 (1)～(17) 略 (18) <u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)</u> に関すること。 (19)～(21) 略 用地課・工務課 略	(分掌事務) <b>第4条</b> 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土木事務所の工務課の分掌事務にあつては、港湾関係を除く。 総務課 略 管理課 (1)～(17) 略 (18) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)</u> に関すること。 (19)～(21) 略 用地課・工務課 略

改正前	改正後
2～11 略	2～11 略

(租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部改正)

4 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（平成5年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>様式第1号</b>（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成等規制法</u>その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>3 略</p> <p><b>様式第7号</b>（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成等規制法</u>その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>3 略</p>	<p><b>様式第1号</b>（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>3 略</p> <p><b>様式第7号</b>（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1 略</p> <p>2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。</p> <p>3 略</p>